別表三（五）　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第63条第２項第１号（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和８年３月31日以前に行うものを除く。）について同条第３項（第７号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合（その譲渡に係る土地の面積が1,000平方メートル未満である場合に限る。）に記載すること。

別表三(五)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表三（六）　記載要領

この表は、宅地建物取引業法第２条第３号（用語の定義）に規定する宅地建物取引業者である法人が租税特別措置法第63条第２項第１号（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和８年３月31日以前に行うものを除く。）について同条第３項（第８号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表三(六)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「改定譲渡直前の帳簿価額((7)−(8))」を「改定譲渡直前の帳簿価額(7)−(8)」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表三（七）　記載要領

この表は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第２条第５項（定義）に規定する不動産特定共同事業者である法人が租税特別措置法第63条第２項第１号（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和８年３月31日以前に行うものを除く。）について同条第３項（第９号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表三(七)の一から別表三(七)の二まで及び別表三(七)の三を削る。

別表四の表中「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「13」又は「26」）」を「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「５」）」に、「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六(五の二)「５の②」＋別表十七(三の六)「１」）」を「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六(五の二)「５の②」）＋（別表十七(三の六)「１」）」に、「通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「５」又は「11」）」を「通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額（別表七の二「５」又は「11」）」に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋別表七(四)「10」）」を「欠損金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」）＋（別表七(四)「10」）」に、「特別新事業開拓事業者に対し特定活動として出資をした場合の特別繰入額の損金算入額又は特別勘定額の益金算入額（別表十(六)「15」−「11」）」を

事業勘定取崩	50		

に、「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「21」−「11」）」を

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「21」−「11」）	50		

に改め、同表の記載要領第四号(6)中「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資」を「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得」に改め、同第五号(2)中「第10項まで若しくは第14項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13第７項若しくは第８項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を「第11項まで又は第15項」に改め、同第六号を削り、同第七号を同第六号とし、同表の記載要領に次の一号を加える。